

令和4年 第2回定例会
総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和4年第2回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和4年6月13日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 青田 浩二

説明のため出席した者

総務部長 日名子 達也

(地域安全課)

課長 山口 聡一朗

係長 入口 健太郎

企画財政部長 森川 寛子

(政策企画課)

課長 中村 元則

課長補佐 木戸 武志

課長補佐 松田 祐貴

係長 山口 和樹

(財政課)

課長 荒木 秀一

課長補佐 入江 彩子

住民福祉部長 栗山 浩二

(こども政策課)

課長 宮司 裕子

課長補佐 藤吉 有見

係長 山口 陽子

係長 尾田 光洋

(住民環境課)

課長 中尾 盛雄

課長補佐 木須 美樹

係長 松本 雄輔

本日の委員会に付した案件

議案第37号 令和4年度長与町一般会計補正予算（第2号）

所管事務調査 公共施設（図書館・健康センター）の複合化について

成果連動型民間委託契約方式（PFS）について

循環型社会に向けた現状と課題について

開 会 9時29分

閉 会 12時09分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和4年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第37号令和4年度長与町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。地域安全課から始めたいと思います。説明をお願いします。

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

議案第37号令和4年度長与町一般会計補正予算（第2号）の地域安全課所管について御説明いたします。今回の補正につきましては、育児休業代替職員に関する補正となっております。説明書の10、11ページをお開き願います。2款1項10目につきましては、育児休業代替職員の報酬、期末手当、社会保険料、通勤手当を計上いたしております。以上が地域安全課分として補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

3節職員手当、4節共済費、8節旅費について育児休業代替職員の手当を補正したという説明があったんですが、報酬の一般事務補助パート報酬、これは何でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

職員の出産休暇、育児休暇に伴う代替職員分の報酬になっております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そしたら、1節報酬で補正をした83万6,000円の人たちの分の3節職員手当、4節、5節はその分の補正をしたという理解をしいんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

そのようになっております。よろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そうすると1節報酬分のパートの人たちは何人ですか。1人ですか。複数ですか。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

1名分になっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかはありませんか。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

育児休業される人は男性なのか、女性なのか。どっちなんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

女性職員となっております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この質問は総務部長に聞いた方がいいかもしれないんですけども、一般的に育児休業を推進する風潮になっているわけですよ。法律もできましたしね。だからそういう意味では、あらかじめ当初予算に組み込むべきじゃないでしょうか。地域安全課だけじゃなくて、そう思うんですけども、考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

育児休業につきましては女性、男性どちらがするか、それについてはそれぞれの御夫婦のお考えと考えております。したがって、年度初めの時点では、どちらが休むかというのは、なかなか決めかねるだろうということで、今回の補正になったということでございます。お母様が休まれるということで今回は決まったみたいですので、これについては補正で計上させていただいたという経緯でございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私の質問はそういう意味ではなくて、育児休業を取るっていうのが法律も制定されましたし、そうすると育児休業を取る代替職員というのが必要になってくるわけですよ、

今回のように。そうすると、どのぐらい出てくるか分かりませんが、あらかじめ、当初予算で取る方法と都度取っていくっていう今の方法ですね。今のような方法で今後も続けていく予定なのか。そこを聞きたかったんですね。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

説明不足で申し訳ございません。年度途中ですのでこういった計上になったと思います。年度初めから分かっていることにつきましては、当初予算で計上させていただきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これは地域安全課というより人事的なことだと思うんですけども、以前は育児休業代替職員というような名称で計上されていたことがあったと思うんですが、今回の一般事務補助パートという名称は何か違いがあるのか。それとも最近呼び方が変わったのか。もしくは規定の時間勤務される方と短時間勤務でこういう名称の違いがあるのかですね。この辺りはどう考えたらよろしいのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

会計年度任用職員の導入に伴いまして、短時間の会計年度任用職員と今回のようなパターンがございまして、一律に一般事務補助パート報酬として計上いたしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかはありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで地域安全課の質疑を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

引き続き議案第37号の審査を行います。これより企画財政部政策企画課と財政課の質疑に入りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

改めまして、おはようございます。それでは政策企画課分につきまして御説明申し上げます。まず歳入から、予算に関する説明書6、7ページをお願いいたします。14款

2項1目総務費国庫補助金2節地域活性化補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、2億3,676万5,000円の増額です。別途、教育総務課及び産業振興課が歳出の補正予算を計上している事業に充当するものです。参考資料といたしまして、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業と題名を付したA4横1枚物の資料を配布しております。御参照のほどよろしく申し上げます。

歳出予算に関する説明書、10、11ページをお願いいたします。2款1項8目企画費1節から8節までは、職員の育児休業に伴う代替職員に係る報酬、期末手当、社会保険料及び通勤手当を計上しております。

以上が政策企画課所管分となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

続けて、荒木課長。

○財政課長（荒木秀一君）

おはようございます。それでは財政課所管につきまして御説明いたします。説明書の6、7ページをお願いいたします。歳入18款2項1目1節財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正予算に係る財源調整のため835万7,000円を計上しております。以上が財政課所管でございます。御審議のほどお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の件でお伺いしたいんですけども、この交付金の使い方いろいろあるわけですね。今回これをプレミアム商品券発行に使われた理由ですね。この事業を選んだ理由は何かというのを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

今回、国から交付を受けたコロナ交付金については、その一部がコロナ禍において原油価格、物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援という名目で交付されている分がございます。こちらにつきましては、国の方からも「原油価格、物価高騰等に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金の支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業を交付対象とする」というような通達等が出ておりますので、これを踏まえて今回この事業に充当させていただきました。

○委員長（金子恵委員）

ほかはありますか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私もこの交付金の件をお尋ねしたいんですけども、当然、国にあるそれぞれのメニューに沿って国に要求をしようと思うんですね、町として。今回これが下りてきていると。町としては、どの程度国に要求を出して、これだけ下りてきたのかということですね。要求をしていたけど下りてこなかった部分もあるとか、そういった財政の面から見ての内容をお知らせ願えればと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

コロナ臨時交付金につきましては、他の国庫補助事業のように、まずこちらの方で事業の積み上げをして交付申請を出す形ではなくて、国の方から、例えば人口ですとか感染率とか、そのときそのときに算出根拠は少しずつ変わるんですけども、そうした算出根拠に基づいて、金額が先に「この自治体には幾ら交付します」ということで来るお金になりますので、一般の交付金とはちょっと違う形になっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

歳出の企画費なんですけど、内容的には分からんわけではないんですけど、説明をするときに、何のために今回の補正をしたのかということと、そのために何人必要で、その積算根拠はこういうことなんですという説明をすると非常に分かりやすい。そういう説明の仕方を心得てされた方が、理解が得やすいということですから、その3点をまとめて説明をしてください。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

今回、総務統計係の職員が1名、7月1日から育児休業ということで予算計上をさせていただきました。期間につきましては、7月1日から令和5年3月31日までの令和4年度分として計上させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

ほかはありませんか。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林委員）

交付金の使い道で小学校、中学校へのモバイルWi-Fiルーターの無償貸与とか上がっているんですけども、こういった金額は交付金で今年賄ったとして、来年以降はランニングコストが要るのかなと思うんですけど、その辺はどういうふうになるのかを教え

てください。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

今回計上しておりますのは、あくまでルーターの購入ということで上げております。来年度以降、恐らくランニングコスト、通信費とかかと思うんですけども、そちらは所管課とまた協議をしながら、基本的にコロナ交付金が充当できればもちろん充当していくこともありますし、まだ来年度以降、またコロナ交付金が来るかどうかというところももちろん分かりませんので、そのとき、そのとき必要な経費については、必要な協議を行いながら考えて充当していきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

このモバイルWi-Fi ルーターですね。これは何世帯。小学校と中学校、それぞれ教えてください。

○委員長（金子恵委員）

内村委員に申し上げます。その何台かというのも、教育総務課への質疑になるかと思えます。

答えられますか。

山口係長。

○係長（山口和樹君）

台数自体は、小学校分として60台、中学校分として40台ということで、事前の協議の中で政策企画課としては一応把握をしております。今の台数はコロナ交付金を充当するところだったので、故障があったとき等の予備として確保する台数も含めております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。いいですか。内村委員もいいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで政策企画課の質疑を終了いたします。

財政課に関しての質疑はありますか。ありませんか。

それでは企画財政部の質疑をこれで終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

これより住民福祉部こども政策課の質疑に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

皆さんおはようございます。それでは令和4年度長与町一般会計補正予算（第2号）のこども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。それでは説明書の6、7ページを御覧ください。14款2項2目2節児童福祉費補助金がこども政策課所管です。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものです。支給要件は令和4年4月の児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者で、令和4年度の住民税均等割が非課税である者。18歳未満の子（障害児については20歳未満）の養育者で、令和4年度住民税均等割が非課税である者。または新型コロナの影響を受けて家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者が養育する児童一人につき5万円を支給するものです。全額国庫負担となっています。その下の段は、給付金事業に係る事務費の補助金となります。こちらも全額国庫負担となっております。歳入は以上です。

次に歳出です。10、11ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費がこども政策課所管です。1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までが、歳入で説明いたしました低所得の子育て世帯の特別給付金に係る予算を計上しております。給付金につきましては230世帯、480人分の予算を計上しております。12、13ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費がこども政策課所管です。HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から時限的に定期接種の特例として、令和4年度より定期接種の対象年齢を超えて接種を可能とするキャッチアップ接種を行うための予算を計上しています。対象者は平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子と、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代も順次対象としていきます。10節需用費は対象者への案内を郵送する際の封筒代となります。11節役務費は上記に係る郵送料となります。19節扶助費は過去に自費で受けた方の償還払いの経費を計上しています。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

11ページの低所得の子どもの分でお伺いしたいんですが、予定としては住民向けの申請の開始とか案内の開始、そして大まかで結構ですので支給が大体いつぐらいからを予定されているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

支給の案内等につきましては、この予算が通ったあとに急いで案内文書を送付したいと考えております。それと支給の時期につきましても、できるだけ早い時期をめどに支給を行いたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

13ページの予防接種助成費ですね。これは本会議で同僚議員が質問していた部分と重なると思うんですが、やりとりを聞いておりますと、基本的にウイルスの種類に対応して2価と4価があって、それについては償還払いで対応していきたいけれども、同僚議員が言われるには9価もあって、これについても是非検討して欲しいということだったんですね。協議中ということだったんですが、再度その辺りについての考え方を伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

9価が定期接種の対象となっていないということで、他市町とかでこの事業を既に始められている所の要綱等を確認させていただいた中では、9価については対象としない所が多いところです。ただ、9価について実際に受けていらっしゃる方がいるのかもしれないということは、まだ長与町としてはつかめておりませんので、そこについては検討を進めていきたいと考えております。まだ回答は出ていない状況です。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

元々助成の対象が2価、4価が対象だったんですね。そうであるなら論理的に考えて2価、4価が対象というのが筋かなと思うんですが。一方で同僚議員が言われたように、9価を自ら調べて、この方がより子どもの安心安全に繋がるかなという判断の下、少し高くてもそちらを選択した方が、恐らくその金額から考えて長与町に、これ私の推

測で1人いるか、いないかとか、2人か、そんなもんかなという気がするんですよね。そうであればこれは考え方の問題かもしれませんが、償還払いの対象にするとは別枠で、町の独自の施策として、9価も打った方については、例えば幾らを上限に、5分の1にするか、5,000円にするかは分かりませんが、そういう町独自の助成として、そこは対応しますよということも是非検討できないかなと。それによって対象者は少ないけども、長与町が子育て支援に力を入れていますよというPRにも繋がるというふうに思うんですよね。財政的な負担も、その上限を町が決めとけば、ここまでなら出せるよっていうのがあればそういう対応も可能かと思うんですが、是非検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

委員がおっしゃることも含めて、町の方でどういうふうな対応をしていくかは、今後決めていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

この予防接種の話なんですけど、予防接種をやめていた時期があると思うんですけど、その期間に自腹で予防接種を受けた方は何人ぐらいおられるとか、そういうのを把握されているかどうかと。あとさっきの2価と4価と9価が自分は分かってなくて、9価を打てば4価は打たなくていいとか、そういう話の種類のものなのかですね。それぞれ2価も4価も9価も、3種類とも打つ人がいるのかどうか、その辺を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

1点目の過去に自費で受けた方の人数ですけれども、町としては定期で受けていけば予診票等来るんですけれども、自主のものについては全く情報が来ませんので、実態として分からないことになります。ただ費用を計算する上で一定人数を計算しないといけないということで、全国推定接種率というものがあるようでした、それを基に、おおよそのくらいかということで計算して出した数が予算計上している数になります。2点目の2価、4価、9価は複数受けるというものではなくて、どれかを選択して受けるというものになります。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

そしたら、やっぱり9価に対する償還払いができないってことかと思うんですけども。例えば上限を4価の分の費用を同額出せるとか、そういうこともできるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

今のところ上限につきましては、予算要求の中で現在の単価1万6,154円がございまして、仮に9価を認める場合もこちらが上限になるものと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

同じところの11節役務費なんですけれども、予算書で見慣れない振込手数料というのが掲載されているんですけども、公費については振込手数料、通常掛からないという理解なんですけど、何か特殊な事情があるのかお尋ねします。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

振込手数料につきましては、国保で全額負担になる場合は銀行から「電送の場合は振込手数料110円を計上してください」ということでおっしゃられているので、今回コロナの給付金等で全て振り込みがあった分は、全て振込手数料ありで計算をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

なぜここだけが振込手数料が発生しているのかというのは、公費ではないっていう考えなんですか。説明の中で国保というのも出てきたので、もう一度いいですか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

国費ではあるんですけども、全額国庫負担の場合に町からの負担はありませんので、通常と同じ業務ではなく臨時的に入ってきたこのような給付金みたいなものは110円の振込手数料のお支払いをしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

このワクチンの安全性なんですけれども、多分10年近く前に接種をしながらも股関節に異常が生じて歩けなくなった中学生の女の子とか、そういう方たちがある程度多くなって、一旦は取り止めになったというワクチンで、今回その被害者よりもワクチンの効果の方が高いということで再開されたとは思いますが、その安全性は、それからもう何年も経っているのできちんと確保されているっていうか、安全安心なワクチンであることは確立されているんでしょうか。

○委員（松林敏委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

御指摘のところなんですけれども、平成25年におっしゃったような事案があったことで、積極的な接種勧奨を差し止めになっておりますけれども、その後の国の検証委員会で検証が進められ、昨年の末頃、因果関係が認められないといえますか、接種のメリットがあるということで、再度、接種勧奨がなされており、国の方でそういった結論が出ているということでの再度の接種勧奨になっていると考えております。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

では質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これでこども政策課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

結審に入りたいと思いますので、これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号令和4年度長与町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

(休憩 10時19分～10時28分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

これより所管事務調査、まず公共施設（図書館・健康センター）の複合化についての件を議題といたします。

調査事項についての説明を求めます。

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

それでは公共施設（図書館・健康センター）の複合化につきまして、担当の松田課長補佐より御説明いたします。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

それでは新図書館等の複合施設の整備に関して、施設整備の概要、スケジュールを御説明いたします。お配りしております資料の1ページ目の複合施設整備概要を御覧ください。複合施設の整備につきましては、既に表明がありましたように建設用地の取得を行いまして、令和9年度の開館を予定して準備を進めております。複合化の対象施設は、図書館と健康センターの2施設を予定しております。この2施設については、町内の公共施設の中でも特に建築年度が古く、更新の必要性が高い物となっております。また、これらを複合して建設することにより、次のようなメリットが上げられまして、合築することが望ましいというふうに考えております。複合化のメリットですが、①異なる施設の機能融合による集客や施策への相乗効果として「多様な目的を持つ来訪者によるにぎわいの創出」「健康センターでの健診・母子事業・食育・介護予防など幅広い利用者の図書館利用の促進」「図書館利用者に対する健康づくり事業に関する意識啓発」「利用者同士の交流の促進」が挙げられます。②複数施設の合築による諸費用の縮減と運営効率化としては「施設建設費と施設維持管理費の縮減」「駐車場、トイレ等共有スペースの利用による敷地の有効活用」「公共施設等適正管理推進事業債の活用による財政メリット」が挙げられます。次に、下段は現行施設と新設施設の基本情報です。現行施設においては、所在地、構造、階層、延床面積、建築年度、使用実績人数をそれぞれ掲載しております。新設施設については、施設機能は図書館及び健康センターの複合施設、用地面積は、平地部分8,429.25平方メートル、法面部分1,966平方メートルです。地番は長与町北陽台1丁目4-1から4-4です。開館予定は令和9年4月となっております。次に2ページ目をお願いいたします。2ページ目には、今年度から令和

9年度の開館までの複合施設整備スケジュールを掲載しております。左の列からそれぞれ整備スケジュール、主な業務、議会関係事項を掲載しております。令和4年度につきましては、新図書館基本構想・基本計画を策定して、これと新健康センター基本計画と併せて複合施設整備基本計画を策定いたします。現在、新図書館整備計画検討委員会やワークショップを開催して、新図書館基本構想・基本計画を策定しているところです。その後、新図書館基本構想・計画のパブリックコメントを行い、構想と計画を完成させます。また、複合施設整備基本計画についても計画案の完成後、パブリックコメントを行い広く町民の皆様の御意見をいただき計画を完成させます。その後、設計業務の公募型プロポーザルを実施し、業者選定を行う予定です。議会関係の事項としては、9月には進捗状況の説明をさせていただきたいと考えております。12月にはプロポーザル実施に係る予算補正と総事業費の債務負担行為の計上を行う予定でございます。令和5年度につきましては基本設計に着手いたします。新図書館整備計画検討委員会のほか、複合施設ワークショップ等において町民の意見聴取の機会を予定しております。下半期には実施設計に着手いたします。令和6年度は引き続き実施設計を行い、複合施設ワークショップ等において意見聴取を行います。上半期までに実施設計を完了し、下半期には建設工事に取ります。令和7年度は引き続き建設工事を行い、関係例規の整備等も行います。令和8年度の秋頃に建設工事が完了し、什器の設置や開館に向けた準備を行います。令和9年4月に開館を予定しております。複合施設の整備概要については以上です。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。
安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

いただいた資料に現在の床面積が載っているんですが、今の段階で床面積的にはこれよりも増えるのか、減るのか。そういった方針とか意見とか、そういった考えがあれば教えてください。というのも使う事業債が多分、延べ床面積の減少が条件になっている分を使うんじゃないかなと考えているんですけれども、それを踏まえてお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

まず複合施設の面積につきまして、現行の図書館1,666.3平米、健康センター814.7平米を合わせた面積2,481平米を基本として共有部分を縮減し、拡充させる機能のスペースを追加させるところでございますけれども、まだ図書館基本計画ができていないため、蔵書数とかそういう基本的なデータが現在不足しております。現在、基本構想をある程度いただいて試算をしている状況なんですけれども、具体的な面積につ

いては、まだ想定ができていない分について、固まっていないところが多々あります。健康センターの基本計画におきましては、新たな機能を含む1,155平米が事業などに必要な面積とされておりますので、健康センター基本計画の方で新たに住民自らが行う健康づくりのための活動支援や活動の場を提供する住民活動支援機能の充実を図るということです。その健康づくりの拠点という部分、それから地域生活の交流の部分、集いの場としての部分、こういう視点も新たに加味しながら現在、検討を行っているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

図書館の方がまだ出ていないということなのですが、基本図書館はこれよりも多く出てくる。現在の延床面積よりも多く出てくるというのが、以前出てきた分もそうだと思います。理由は、現在の長与町図書館の蔵書数の少なさ、プラス閉架図書も置くスペースが長与町には現在あまりないということです。当然これより増えてくると想定されるんですね。となると、この事業債が、延べ床面積が増えた状態でも、健康センターも増えていましたよね、これよりも。ということは、利用ができるんですか。例えば一部は一財でして、別の部分はこの事業債を使うとか。そういった運用が可能なのかお尋ねします。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

公共施設等適正管理推進事業債と面積の観点から御説明します。この事業債を使える要件が、公共施設等総合管理計画に位置付けられた施設であって、複合化したあとの延べ床面積が全体として複合化前よりも減少すること。対象は公共施設であり、一般に広く利用されることを前提とした施設に限ります。この公共施設については、図書館はこの公共施設に当たりますけれども、健康センターが特定の事業、対象者に事業を実施している施設になりますので、ここで言う公共施設には当たらないということで確認をしております。したがって、この事業債の対象になるものが、図書館部分の面積だけが要件に該当しているかどうかの問題になるということになります。したがって、健康センター部分は単独債ということになりますので、この事業債の外にあるということになります。また共有部分の面積については、図書館部分と健康センター部分の両方に使われるものということで、面積按分して図書館部分の面積を出すと。したがって、図書館の専用部分と共有部分のうち図書館部分の合計面積が、現行の1,666.3平米よりも小さくなるのが要件になります。この面積ですけれども、現在の図書館の1階の開架スペースとか入口とか事務室、そういったものに加えて2階、3階の会議室とか休憩室部分とか、そういった部分も全てを含めた面積が1,666平米となっております。

新しい施設においては、なるべく図書館の開架スペース等を広くとりたいと考えておりますので、この1,666平米の範囲内でも部屋の取り方の工夫をすることによって、開架スペースとか蔵書の倉庫とか、そういったものを工夫して取ることによって、今の蔵書数よりもかなり多い冊数でも増やすことが可能というふうに考えておりますので、現在は、この面積内に図書館部分としては収まるような面積案を検討しているような状況です。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

複合化のメリットとして、現在、国からの補助金がなかなか見えないところなんです。健康センターを合築するに当たって、そここのところが国からの補助金も望めるのかどうなのか。また別の違う形で望めるのか、どうなのかというのが1点。それからこの整備スケジュールの中の複合施設ワークショップというのがありますが、これは基本設計着手をしたあとのワークショップなんですか。これはどういった意味を表すのか。私としては、このワークショップはもっと早い令和4年の段階に、複合施設整備計画パブリックコメントと同時にするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

まず補助金についてですけれども、健康センターと図書館を合築することによって健康センター等に使える補助金は、現在のところはっきりは見つけられていないような状況です。ただし部分的には、例えば木材の利用促進に関して、木材を使うことによって使える補助金があったりとか防災に関する施設の整備に使える補助金であったり、その施設全体でなくても部分的に使える補助金とか、そういったものがありますので、その辺の調査を行っているところでございます。それとワークショップの開催についてですけれども、スケジュールの一番下の行に米印で、現在、意見聴取の機会を予定しておりますが、方法は未定と記載をしておりますけれども、この複合施設のワークショップ等については、どういった方法で行うかまだ決定はしていないんですけれども、ワークショップなどの方法ということで検討をしております。このワークショップの開催の方法にも先程委員がおっしゃられたように、計画とか構想を作る段階で行って幅広く意見を聴取するという方法もございますけれども、それ以外にも基本設計案が出来上がった段階でその設計を見ていただいて、設計業者辺りにも一緒に入って説明をしていただいて、その設計案について御意見をいただくと、そういった手法もございます。現在、令和5年度で考えているものは、その基本設計の案が出来た段階での意見聴取ですので、先程申し上げたような設計案を見た御意見をいただくということを検討しているような状況で

ございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

国が公共施設の複合化、集約化を促進、推進する中で、先程同僚委員が言われたように面積の縮小を促進、推進をしているという中で今の説明ですと、その分は図書館の分の専用スペースと共用部分のうち按分した部分が該当すると。ただし町としては、開架スペースは極力広く取りたいという御説明だったと思います。それは逆に言いますと、その分が、どうしても影響が出る部分が気になってくるんですね。私もあんまり詳しくないんですけども、例えば一般的に図書館ですと、子どもたちが学習する自習室みたいなスペースはどうなるのかなというのが1つ気になるのと、あと郷土資料を置くスペースが、本来町としてはこのくらい取っておきたいんだけどなというものに一定制限がかかってくるのかなという気がするのと、長与三彩等々の物が出ての展示スペース。こういったものがどうなるのか。ちょっと影響が出るんじゃないかと思うんですが、その辺りが気掛かりなんですけど、もちろん今の段階ではまだきちっとした計画は出来てないけども、考えられ得る影響は、その辺り出てくるんじゃないかという気がするんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

図書館部分のスペースの使い方についてですけども、先程も少し申し上げたとおり2階部分と3階部分が現在ありますけれども、そこが学習スペースとかに使われている部屋もありますけれども、それ以外の部屋が、3階部分は雨漏りがひどかったりとか有効に使われていないという現状がありますので、建て替え後の図書館については、そういったスペース、あまり活用されていないスペースを省いて有効なスペース、開架スペース等に振ることで十分なスペースを確保したいというふうに考えております。学習するスペースについては、図書館の中にも一定閲覧をしたり、学習をしたりできるようなスペースを造りたいということも考えているんですけども、それを図書館以外の共有部分にいろんな形で使えるような部屋として造るということも考えられます。そこについては図書館の中に造るのか、外に、ほかのこともできるような共有スペースとして造るのか選択肢もありますけれども、今後そこについては、望ましい造り方というのがどういうものになるかは、詰めていきたいというふうに考えております。また郷土資料につきましては「郷土資料コーナーを造って欲しい」といった声も上がっておりますけれども、そこについても図書館の中に造るという方法と図書館の外の共有スペースとか、そういった場所に造るということも考えられますので、どういったものが最も望ましい

か、使いやすいかという辺りで今後検討をしていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

図書館の機能なんですけれども、図書館は学校にもありますよね。それから公民館にも一部設置してありますよね。そういう分散している図書館の機能があるわけなんですけれども、その機能と今回建設する図書館の機能との関係ですね。どういうふうに集約していくのか。あるいは分散は残すのか。あるいは、今、電子データで本が借りられますよね、インターネット上で。だから、そういった面を含めてどうあるべきかっていうふうな、これから検討をされるんですか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

図書館機能の連携ということでお答えいたします。現行におきましても長崎市等と連携をしております、図書の有効活用を図っている状況でございます。町内のそういう館にあります図書につきましても、生涯学習課の方でどういう連携の仕方とか、例えば県立大学シーボルト校にも図書館等ありますので、どういう連携の仕方が望ましいのかというのは、今後検討していきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

分かりました。これから検討されるということですね。あと1つだけお聞きしたいんですけど、公共施設等適正管理推進事業債があるんですけども、金額的には幾らになるんですか。その算定方式が分からないんですけど、その説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

当該事業債の使える対象事業費ですけれども、先程申した公共施設の整備に係る部分の90%が事業債の対象になるということでございます。その償還に係る費用のうち50%が交付税措置の対象になるというものでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

先程から、公共施設等適正管理推進事業債を使うなら、面積の上限が決まってくると

いうことだと思えるんですけども、生涯学習課でやられている検討委員会とかの例えば蔵書、本の数とか学習スペースとかいう計画が上がってくると思うんですけど、そういうのはやっぱり面積が考慮されて計算されているのか。心配しているのは、いろいろ希望を募ったあと、実際はそれよりも縮小でしたという残念な結果に終わるのかなど。そこがちょっと心配なのと、あと先程郷土資料室とかを別で考えるとかいうのは、図書館と健康センターと郷土資料室という3つの複合施設として考えるということになるのかどうかお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

現在、教育委員会の方で新図書館の基本構想を策定しているところでございますけれども、何冊程度、蔵書を設置するのが望ましいかという辺りについては、今後の整備基本計画の中で改めてまた検討することになるかと思えます。そういう中でも先程申したとおり、この事業債をもし使うことになっても、その中で面積をうまく取ることによって十分な蔵書が確保できるよう、レイアウト等については考えていきたいと考えております。郷土資料コーナーを含めた3つの施設の合築については、あくまでいんな造り方が考えられるということでございますけれども、もし図書館の外に造る場合は、図書館と健康センターと郷土資料室、あるいはほかの施設の複合施設という形になることもあろうと考えております。そこについても今後教育委員会等と協議して検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ワークショップが4月23日土曜日に開催をされたということで、そのときの資料なんですけれども、構想に基づく進行管理ということで、この間のワークショップを開催した後に基本構想が承認決定をされるということで、その後またそれに基づいて2回目のワークショップを4月に実施というふうな計画でいたのではないかと思います。今日いただいた分の中では、この基本構想が答申されるのは、もう間に合っているのかな。ここがどうなっているのでしょうか。そこがまずあつてのワークショップなのかなと思うので、そこのスケジュール管理というか、もしそういうのがお知らせできることがあればお願いします。

○委員（松林敏委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

基本構想につきましては、案という形で、現在仕上げの段階で字句の調整をされているということで、あらかた出来ている状況ではございます。それから、これを踏まえて皆さんに夢を語っていただいて基本構想が出来上がり、そして、そのあとに現実的な基本計画を、委員の意見を踏まえて蔵書数とか現実的な計画をこれから立てていただく状況になります。その段階も踏まえて、計画の方も7月頃にワークショップを開催したいということでお聞きしています。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

基本構想を策定するに当たってのメンバーをこちらの方でお答えできるかは分からないんですけども、何年か前のメンバーとは大きく代わったところで、以前の一緒に考えられていた方が、今回の新図書館に関しての構想が変わってきているんじゃないかとワークショップを実際にされて、それを感じたというふうな話を聞いたんですが、その検討委員会のメンバーはどういうふうな構成になっているのでしょうか。

○委員（松林敏委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

図書館検討委員会につきましては、生涯学習課の方で公募等をされておりまして、実際どういう経緯で選ばれたのかっていうのは、うちの方で詳細は分からない状況です。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

このスケジュールの中で先程言ったその基本構想が案で出来上がるということで、その後のワークショップ、複合施設のワークショップとワークショップが何回か開催されるわけですけども、この中で出てきた意見が、実際に反映されるものになるのかというところで、やはり参加される方も反映されなければ意見を言う意味がないと思っていらっしゃると思うんですけども、きちんとした住民の意見の反映というのはどういうふうにご考慮されるのか、お願いします。

○委員（松林敏委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

おっしゃるとおりワークショップやパブリックコメントについては、住民の意見を反映させるために実施するというものでございますので、そこで出た意見というのは基本構想とか計画の中で反映させるということを前提に考えております。ただ、全ての意見

が実現できるかということについては、また、実現可能性というものもございますので、その辺りを考慮しながら適切に反映させていくということになるかと思えます。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

聞けばいろんな夢を語られて、いろんな要望のような意見が多いというふうに聞きますので、その取りまとめというのは所管の皆様にとっては大変なことかというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思えます。答弁は要りません。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

では引き続き、成果連動型民間委託契約方式（P F S）についての件を議題といたします。調査事項についての説明を求めます。

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

それでは成果連動型民間委託契約方式（P F S）につきまして、担当の山口係長より説明いたします。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

今回の一般質問の方でも触れられておりますけれども、本町においては現在このP F S（成果連動型民間委託契約方式）手法に基づいて実施した事業はございませんが、この制度の普及を図っております内閣府の説明会等には参加をしております、庁舎内で制度の周知を図っているところです。本日は内閣府が作成した資料を基に制度の概要等について御説明をさせていただきます。その内容については一般質問等との重複も一部ございますけれども、御了承いただければと思えます。それでは今回資料を2つお配りしております。こちらの緑色の表紙になっているこのパンフレットですね。「活用してみませんか」ということで大きく書かれている物と、あと2つ目が「アンケートの結果について」ということで書かれております、この2つを使って御説明しますが、まずはこの緑色の「活用してみませんか」と書かれているパンフレットに基づいて説明をさせ

ていただきますので、まず、表紙の1ページ目から御参照いただければと思います。こちらの1ページ目の四角囲みの上の部分に書いておりますけれども、このPFSといたしますのは「厳しい行財政事情や社会的課題が複雑化するなか、効果的、効率的に課題解決を図る新たな官民連携の手法ということで位置付けられております。具体的にはこの下の方の四角囲みのPFSの定義及びスキーム図というところがございます。こちらのタイトルの下に●（ポツ）が1、2、3と3つ並んでおりますけれども、国または地方公共団体等が民間事業者に委託等を行う事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払い額を当該成果指標値の改善状況に連動させるものとされております。従来の仕様発注のように、発注者である町、公共団体が定めた仕様書に基づいて業務を行っていただいて、一旦その成果に関わらず業務を遂行したというプロセスに対して、あらかじめ定められた委託料を支払うという方式ではなくて、性能発注と言われるけれども、その事業を実施するプロセスに受託者である民間企業等の裁量ですとか創意工夫を持たせて、それに加えて成果に対して連動する報酬体系というものを組み合わせるものとなっております。2ページ目をお開きください。こうしたPFSの手法を導入することで、ページ中程ですが「PFSで目指すもの・メリット」というところがございますが、住民にとっては、民間のノウハウを活用することで行政課題の効果的な解決による満足度の向上が図られるということ。2番目の民間事業者にとっては、成果連動型の報酬により事業に対して提案ですとか、そういう取り組みの意欲が向上するということ。3番目、行政にとっても成果に関わらず固定的に委託料を支払うというよりもワイズスペンディングと書かれている、賢い支出と言われるそうですけれども、効果的、効率的な予算の執行の実現が可能とされております。続いて3ページになります。

「PFSの活用増えています」ということで書かれておりますけれども、国では内閣府に成果連動型事業推進室という専門の部署を設置しておりますして、このPFS制度の普及促進を図っております。グラフが2つ載っております。その下にまた●（ポツ）が2つ載っておりますけれども、2022年度末までに国が重点分野ということで「医療・健康」「介護」「再犯防止」と3つの重点分野を設定しておりますが、この3つの分野でPFS事業を実施した地方公共団体数を100団体とすると、数値目標を掲げております。資料にありますとおり2020年度末ですけれども、この時点で現状としては68自治体で、計76件のPFS事業が実施されている状況ということでお聞きをしております。続いて4ページをお開きください。4ページ以降には、活用事例ということが幾つか紹介されております。今回は具体例として、東京都八王子市が実施いたしました「大腸がん検診・精密検査受診率向上事業」について簡単に触れさせていただければと思います。八王子市が、元々がんの検診事業に積極的に取り組んでいらっしゃる所だということで、全国的にも評価を受けている地方公共団体であったことから、経済産業省からこの支援事業を活用してPFSの導入の打診を受けて、事業に着手したという経緯があるそうです。各種がん検診の精密検査受診率が、国の目標値が90%というのがあ

るそうなのですが、おおむね90%達成したものの、大腸がんという分野で受診率が目標値に達していなかったことから、がん検診事業のさらなる成果向上を目指してPFS事業を実施されたということです。こちらページの一番下に四角で囲まれた表があるかと思うんですけども、こちらを御参照いただきまして、上から2段目、事業目標がまず書いてあるかと思えますけれども、こちらが、このPFS事業に着手することで解決すべき社会的課題という部分になります。大腸がんの早期発見、早期治療による市民の健康寿命の延伸、また、市民・行政、双方にとって、医療費負担の抑制と。ここではこちらを事業の目標として、その下には、その事業目標を達成するための成果指標として3つの指標を設定しております。①大腸がん検診の受診率、②精密検査受診率、③追加早期がん発見者数です。増やすということで3つの指標が設定されておまして、それぞれの指標の達成状況、成果に応じて委託料を支払っているという事例でございます。なお、こういう事業を従来型の委託事業で発注すればどうなるかといいますと、例えばこういった成果指標というのがまず設定されず、例えば大腸がん検診の受診対象者1,000人なら1,000人に対して、受診を勧奨する通知を送るという作業に対して委託料を支払うようなことになるのではなかろうかと思えます。結果として送った1,000人のうち何人が健診を受診しようと、その委託費というのは変わらないのが従来手法では一般的ではないかなと。PFS事業をすることで、この受診勧奨通知を何枚送ったんだよっていうこの作業に対するアウトプットではなくて、結果どれだけ受診率が上がって、がんの早期発見に繋がったのかというアウトカムの部分の評価することで、より効果的に健康寿命の延伸ですとか医療費の抑制といった、先程の事業目標の部分、社会的な課題を解決するということに従来型との違いがございます。また、成果指標の達成手段、成果を達成する方のプロセスについても、事前に行政が作った仕様に基づいて進めるのではなく、民間事業者がノウハウの活用や創意工夫により実施して、またそこで成果に報酬を連動させることで、民間事業者にも成果達成のリスクを一部負担させるというところで、大きな違いがあるものと理解をしております。次に委託費の記載があります。こちら1,000円単位ですけれども、ゼロから976万2,000円ということで設定をされておりますけれども、他のPFS事業では、成果指標の達成状況に関わらず委託費の一部を業務の実施に必要な経費として固定的に支払って、残りの部分を成果連動型として取り扱うものもあるようですが、八王子市の事業では、委託費の全額が成果連動型での支払いとなっておりまして、達成状況によっては委託費がゼロとなることも一応契約上は想定をされているようです。なお、最終的にこの成果指標の先程の③追加早期がん発見者数という指標がございましたが、こちら実際実績がゼロとなったようで、この指標に対応した委託費は実際に支払われなかったということで、調べたところ書いておりました。ただし、本事業に関してまた経済産業省などが実施した事業総括という文書があるんですけども、その中で、この早期がん発見者数、がん患者発見者数という指標については、そもそも今回どれだけその対象者の中に早期がん患

者がいたのかとか。そして、受託者の努力が及ばない部分でこの成果が左右される部分も当然あったものですので、成果としては、指標としては適切ではなかったのではないかという議論や、健康寿命の延伸、医療費の削減という事業目標の達成に向けた指標としては適切だけれども、この成果連動型の委託費の配分はもっと小さくすべきじゃなかったのかとか、そもそも指標としてはいいけれども、委託費にひも付けない指標として設定するなど、もっと事業構築の工夫を求めるときだったのではないかとか、そういう意見は記載をされておりました。後程改めて触れるんですけども、このPFS事業というのが制度上、社会的な課題を効果的に解決するという手法である一方で、こうした適切な指標の設定ですとか、その指標を適切に評価する方法といった事業の根本になる部分で、どうやって妥当性を担保するのかという部分の課題が多く、地方公共団体がこの制度を導入する大きなハードルとなっている現状もあるようです。これ以降5、6ページについては、また同様に事例紹介となっておりますので、省略をさせていただきます。7ページ目を御参照ください。7ページには国の支援制度についての記載がされております。現状、国の支援制度といたしましては、ページの上段に下向きの矢印で示されているとおり、情報収集、町内での検討、案件の形成、事業実施の各段階に応じた支援策が提供されております。また、ページの中段以降には個別の支援制度が記載されておりますけれども、PFS制度を所管する内閣府だけでなく、経産省ですとか厚労省といった「医療・健康」「介護」の各分野を所管するセクションが実施する支援策というのもそれぞれあるようです。8ページには、交付金等による支援の情報も記載をされております。続いて、2つ目の資料です。アンケート調査の結果についてということでお配りいたしました。簡単に説明をさせていただきます。こちらの資料は、時期は古いんですけども、平成31年に内閣府が実施した調査の結果をまとめたものです。ページの上の方に四角囲みで書かれているんですけども、PFSの取組状況や課題を把握し、その解決策について検討する資料とするために、この時点でPFSの検討、実施を進めている34自治体と、これらの事業に携わる14事業者にアンケート調査を実施したものであることになっております。2ページをお開き願えますでしょうか。こちらには一番上に、2. PFS導入の狙いとその効果ということで書いておりますけれども、図1 PFS導入の狙いということで、こちらを見る限りやはり地方公共団体がなぜこれを導入するのかというと、より高い効果の創出、社会的課題を解決する手法の把握、実証、また行政コストの削減といった従来の手法に対してPFS手法が持つ特色ですとか、メリットにやはり期待を大きく寄せているということが分かります。一方で、PFS導入の課題というところが3ページに書いてありますけれども、導入の課題としましては、先程八王子市の事例でも触れましたが、やはり適切な成果指標、評価方法の設定が難しいという点、ここは最も多い回答となっております。そのほか報酬の支払い条件の設定が難しいと。成果報酬を含む予算の確保は困難といった回答が続いているところです。本町につきましても、実際うちはまだPFS事業の実績はないんですけども、担当課

としては国のガイドラインですとか内閣府が作成しているガイドライン等を確認する中でも、やはりこういった成果指標の設定、評価方法というところで、どれだけ妥当な作りができるかというところが1つ高いハードルになるのかなと考えております。ただ、だからといってPFSに取り組みませんという話ではなく、こうした課題についても国の支援を初め先行事例とか類似事例というのが今後どんどん増えていくと思いますので、その中で得られる検証結果等を踏まえて、本町においてもより具体的な検討が進むものということで考えております。政策企画課といたしましても、今後も各事業課へ積極的に情報提供を行っていくほか、例えば政策企画課が実施している事務事業評価とか施策評価といったプロセスの中で、各所管課から課題解決に苦慮しているというような事例をお聞きすることがあれば、課題解決の手法の一つとして提案をしていきたいということで考えております。説明は以上です。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

詳しい説明ありがとうございます。八王子市の例を挙げられたからお伺いしますけども、がん検診受診率は上がっているけど精密検査受診率が下がっていると。多分コロナとかの影響でどれだけ頑張っても成果が上がらない部分とかもあるのかなと思うんですよね。全然頑張らなくてもうまいこといくときもあれば、めちゃくちゃ頑張っても社会環境の変化でやっぱり駄目なときもあると思うんです。そういったときの補償みたいのはあるのかどうかという点と、もう1個聞きたいのは、いろいろ調べた中で、PFSの活用に向いている事業と向いていない事業とあると思うんですよね。そういった中で、今の段階でこういったことが有効じゃないかっていう事業があればお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

まず1点目の、どうしても取り組んでも仕方がなかったっていうときにどうなるのかということですが、まさにその辺りもPFS導入の課題の一つとして、可能性としては、そういった当初想定し得なかった要因で結果が出ないということも十分あり得ると思います。可能な限りそういう影響を排して、PFSをしたからこれだけ成果が上がったんだというような指標を作るというのが求められてくるようで、考えとしたり分かるんですけれども、それを具体的にそれぞれの事業でどう設定していくかっていうのがやはり大きな課題ですので、今後導入するのであれば、2つ目の質問にも重複しますが、国の方でも「医療・健康」「介護」といった重点分野を定めていまして、その中でかなり多くの自治体も事業を実施しているので、そういった先行事例を参照しながら、うまくいかなかった所、うまくいっている所を参照してやっていくというのが確実の道

かなと思います。なので、本町においても個別具体でこの事業っていうのはなかなか今申し上げにくいんですけども、やはり国が推奨して事例が多い分野を優先的に検討していくというのが、もし導入するなら近道かなということでは考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

1点だけお聞きしたんですけど、受託業者を決めるときはどのような方法を考えているのか。一般的な例で結構ですけども、教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

やはり仕様発注でないというのが前提になっておりますので、これだという手法はすいません、今この場では。全自治体の事例もありますけれども、基本的にはプロポーザルのような提案を受けるといような手法というのが、一般的ではないかなと思います。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

皆様にお諮りします。本所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより循環型社会形成に向けた現状と対策についての件を議題とします。調査事項についての説明を求めます。

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

皆様おはようございます。それでは循環型社会に向けた現状と課題について、話をしたいと思います。まずは地球温暖化対策についてですが、国においては岸田首相、菅前首相ともに所信表明の中において、2050年のカーボンニュートラル、CO2排出の実質ゼロ、この実現を表明している状況であります。その中、それまで以前の低炭素という考えから脱炭素への転換を図ることを目的として、地球温暖化対策によって行動の

制約に繋がり、結果としてマイナスに働かないようこの機を逆に転換期と捉え、大きな意味での新しい産業構造への変革となるよう、各種施策に取り組んでいるところであります。本町においては、令和3年3月17日に長崎広域連携中枢都市圏を形成しております長崎市、時津町と共に「ゼロカーボンシティ」長与宣言を行ったところであります。これと共に区域全体の自然的、社会的条件に応じ、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項を定める「地球温暖化対策実行計画」の区域施策編を、同じく1市2町合同で策定を進めている状況でございます。こちらは今年度中に計画の策定を完了させ、来年度中に施行となるよう、昨年度からの引き続き案件であります調査及び策定に係る準備を進めている状況でございます。また長与町役場においては、地球温暖化対策実行計画の事務事業編、これは先程の区域施策編と重なって分かりにくいですが、長崎市、時津町、長与町で作り上げるのが区域施策編。役場のみの事業が事務事業編であります。この事務事業編では2000年に第1次計画を策定し、第2次計画においてはESCO事業に取り組み、温室効果ガスを大きく削減しております。現在は第3次計画の中で同事業を中心に取り組んでいる状況でございます。そして、その一翼を担っているのが、当町のごみと資源の分別収集回収であります。皆様御存じのとおり本年度4月より、紙資源の回収を各自治会での月1回の拠点収集から、身近にありますごみステーションでの月2回の回収に変更しております。同時に粗大ごみの自治会収集を終了し、戸別有料収集とクリーンパーク等への直接の持ち込み、こういった形に集約をしているところであります。共に大きな目標である可燃物の焼却量を減少させることで、温室効果ガスの排出を少しでも減少させることができるものと考えております。今回の変更は先程申し上げましたとおり、4月に始まったばかりで、目に見える成果は今のところまだありませんが、長い目で見ると必ず成果があるものと考えております。また昨今話題でありますプラスチックゴミに目を移しますと、国においても先般のレジ袋の有料化、そして今年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等を図るためである、俗に言う「プラ新法」と呼ばれておりますが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されております。これに対応するために本町においても近いうちに容器包装プラスチック以外のプラスチック、これは昔やっておりました、その他のプラスチックという形で集めていた分で、バケツとかストローとかその他使い捨てのスプーン、フォーク、こういったものについて、現在は燃やせるごみとして分別しておりますが、まだこの収集、分別とか、詳細は決まっておりますが、今後は何らかの形で分別回収して、再資源化を図っていくことになろうかと考えております。以上申し上げましたとおり、国においても変革時期であり、町においても新たに地球温暖化対策計画を策定、ごみ資源の分別回収だけを見ても変化のときとなっている部分を感じているところであります。そのため今後も世の中の動向を注視、法律等を考えて、住民の希望、要望に耳を傾け、人員、費用、様々な点を含めて総合的に判断し、良いものとなるよう研究検討を重ねてまいりたいと思っております。最後になりますが、循環型社会形成というよりは

ごみ資源の色が濃い話になりましたが、このような環境に関する各種施策、そして対策は全て繋がっているものと考えております。そのためまずは自分の周りから住みよい快適な環境を作ることが、結果として循環型社会を構築するための第一歩と考えております。以上、今回の御説明に代えさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。
内村委員。

○委員（内村博法委員）

長与町の取り組みについてなんですけど、今第3次計画が実施されているわけですよ。第3次計画の見直しは、今年度中に行う。来年度から第4次になるわけですよ。長与町のこの第4次、第3次というのは、役場内のCO2削減とか、そういう計画なんですけれども、第4次は作られるわけですか。そこのところを確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

地球温暖化対策計画の事務事業編、一応今年度で終了という形になっておりますが、来年度以降、区域施策編をもうちょっとよく中身を見て、来年度中に第4次を策定しようと考えております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今政府が言っている目標ですね。中期目標が2030年度は2013年度の40%以上削減、正確に言うと46%って言っているんですかね。2050年度にゼロを目指す。この基準年度が長与町の場合は2013年度じゃないんですよ、2000年度だったんですかね。だから、その基準年を長与町も変えていかないといけないんじゃないかなと思うんですけども、その辺りはどういうふうにお考えですか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

委員おっしゃるとおり、やはり今後は先に向けて国の考えと同調して、基準年の変更等も精査していきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。
松林委員。

○委員（松林敏委員）

4月から紙資源の捨て方が変わったと思うんですけども、紙資源をステーション回収

することで燃えるごみの量を減らそうということがあったと思うんですね。今まで紙を燃えるごみで出していた人。その辺がどうなっているのか、実感として減っているのかどうかというのと、あとやっぱり住民から「何で紙は資源ごみでなくなったのか」という質問されたんですよね。やっぱり「いや違う、ステーション回収できちんと資源として集める」ということで、そういうお願いをした方が住民の方真面目なんでやるのかなって思うんですけど、その辺の説明とかどうなのか、教えてください。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず紙類の増えたか、減ったかですが、今のところまだ4月、5月の結果しか出ておりません。4月、5月の結果を見ると前年比120%ぐらいかなと思っております。今からまたずっと広報をこういった形で増やして行って、少しでも量を増やしていきたいと思っております。可燃の方は、目に見えて減ったという部分は今のところはまだ数字的には出ておりません。実感的にもそこまで減ったのかと言われたときには、なかなか微妙なものがあります。ここは今からの広報と周知活動、これが必要になってくると思います。後半の方で言われました住民に対する部分ですね。これも今言ったとおり、どうしても周知の仕方ですね。「ごみで集めているわけじゃないよ、紙は資源で集めますよ」という広報を今後も進めて行って、少しでも資源を増やして可燃ごみを減らす。相乗効果がありますので、努力していきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。いいですか。

では質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま調査しました本所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で所管事務調査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で11時50分まで休憩します。

（休憩 11時39分～11時45分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

県外研修というか、所管事務調査に関して、案ということで、私と安部委員の方から提出をさせていただいております。こちらの方を簡単に場所等含めて説明をしてもらって、その後、話し合いの中でどういうふうにするかというのを決めたいと思います。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

では休憩を閉じて委員会を再開します。

本日、皆様所管事務調査はお疲れさまでした。地域それと目的、そういうものを決定して、8月3日水曜日9時半より再度、所管事務調査を実施したいと思います。それまで決定するに当たり正副委員長、そして事務局にその案は一任を願えますか。決定次第ある程度の行程表を含めて8月3日に皆様にお示しをしたいと思います。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

従来視察に行ったら夜は会食とかしていたんですけども、こういう御時世だから、夜の会食はもうやめて、フリーでそれぞれ取ってもらうという方向でいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

おっしゃるようにしたいと思います。ほかによろしいですか。その他何かあれば。無いですね。

それでは本日の総務厚生常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

(閉会 12時09分)